

第772回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和3年3月10日 午後 1時30分
2. 閉会の日時 令和3年3月10日 午後 1時30分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館4階 第1研修室

4. 出席した委員の番号及び氏名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1 佐々木 和枝 | 3 月館 啓三 | 4 川嶋 敏明 |
| 5 一戸 実 | 6 門上 牧夫 | 7 新堂 政登 |
| 8 千葉 準一 | 9 中村 均 | 10 北澤 邦彦 |
| 11 浦田 秀人 | 12 種市 廣 | 13 宮古 久光 |
| 14 古田 武信 | 15 赤沼 成人 | 16 葛巻 広行 |
| 17 沼山 英明 | 18 田面木 優 | 19 月館 操 |

5. 欠席した委員の番号及び氏名

- 2 立崎 京子

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

- 参 与・・・局長 立崎 裕輔
- 次 長 蛭名 剛
- 係 長 小比類巻 浩
- 主 事 沼田 有里子
- 会議書記・・・主 事 織笠 康平

7. 議 案

- 議案第1号 農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第4号 農地転用許可申請に係る意見について
- 議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請に係る意見について
- 議案第6号 特定農地貸付けの承認について
- 議案第7号 令和3年度三沢市農業委員会事業計画の策定について
- 議案第8号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について

議事の概要

事務局 ただ今より、令和3年3月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第772回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は全13名で、1名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する定足数には達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお欠席となるのは、2番 立崎 京子 委員でございます。また、本日は、新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として、会場設営の都合により、推進委員への出席依頼はしておりません。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 委員の皆さんには、御多忙のところ、第772回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

月日が経つのも早いもので、本日、令和2年度としては最後の総会を迎えるわけではありますが、改めて今年度を振り返りましても、やはり新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかったところであり、当委員会におきましても大会や研修会などが中止となったほか、総会も出席者数を制限するなど、不自由な運営を余儀なくされた年でありました。そのような中で、コロナ関係ではワクチン接種が徐々に行き渡る状況になってきているようですが、全国民に行き渡るにはまだしばらく時間がかかるようでもあり、引き続き感染予防に努めなければならない状況であります。

一方、今日現在で、今年度の農業者年金新規加入者は7名で、今年度の目標をすでにクリアしておりますが、さらに加入手続き待ちの方も2名ほどいる状況であり、委員の皆様の加入推進活動に対しまして、改めて感謝申し上げます。

今年の冬は記録的な大雪に見舞われたところでもあり、委員の皆さんには、コロナ禍による自粛ムードも続く中、春に向けての営農準備も進めなければならないなど、何かと御不便なこともあるとは存じますが、健康に留意され、今しばらく共にご辛抱いただきながらの営農及び委員会活動について、なにとぞご尽力くださるようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。
それでは三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長にお願いいたします。

会 長 それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め
1番 佐々木 和枝 君 ・ 3番 月館 啓三 君
を指名いたします。
参与・書記には、参事兼事務局長ほか職員を任命いたします。
次に会期の決定を行います。
お諮りいたします。総会の会期は本日一日限りとすることに、
ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。
議案審議に入る前に、報告事項がありますので参事兼事務局長から報告
願います。

局 長 それでは、2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに2月11日から3月10日までに行いました
主な業務についてご報告いたします。

2月24日に、十和田市にて開催の、令和2年度第3回上十三地区農業
委員会連絡協議会会長・事務局長会議に、会長及び私が出席して
おります。

3月5日に、第772回総会の議案検討会を開催しております。
本日（3月10日）、第772回総会を開催しております。

次に、2月の事務処理状況についてご報告いたします。

3条、権利の移転につきましては、案件がございませんでした。

3条の3第1項、相続の届出は5件で、10万7,722平米でした。

転用につきましては、5条の案件が1件の1,323平米でした。

貸借の解約は3件で、8,923平米でした。

内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

特定農地貸付は案件がありませんでした。

以上、ここまでの合計は9件で、11万7,968平米となっております。

次に、あっせん委員会は、案件がありませんでした。

利用権設定等促進事業の利用権設定が4件で、田が2万382平米、畑が957平米、所有権移転が1件で、田が8,879平米でした。

農地中間管理事業につきましては、5年設定が1件で田が5,649平米、10年設定が8件で、田が6万5,586平米、畑が1万5,227平米でした。

適格者等証明は、案件がありませんでした。

現地調査につきましては4件で、内容につきましては、報告第3号で説明させていただきます。

土地の開墾届、非農地証明につきましては、案件がありませんでした。

続きまして、3月11日から4月12日までの主な業務計画についてご説明いたします。

3月26日に、青森県農業会議臨時総会が書面決議にて行われる予定となっております。

4月7日に、第773回総会の議案検討会を予定しております。

4月12日に、第773回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号 農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。
番号1は、字淋代平の畑1筆、1,264平米で、借り人の都合により、解約を行ったものであります。

番号2は、字園沢の田1筆、1,448平米で、当該農地を売却するため解約を行ったものであります。

番号3は、字古間木の田1筆1,082平米と、畑1筆5,129平米で、当該農地を贈与するため解約を行ったものであります。
なお、解約前の契約内容は表に記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開き願います。

報告第3号 農地の現況調査についてご説明いたします。
青森地方法務局十和田支局から照会がありました4件について、現況調査を行っております。

番号1、春日台三丁目の畑1筆304平米で、2月15日に月館委員、種市委員、北澤委員が調査を行った結果、当該地は周辺を宅地と道路に囲まれており、農地であった形跡はなく、現況地目は宅地介在雑種地となっていることから、非農地である旨回答しております。

番号2、字庭構の畑1筆1,437平米で、現地調査は省略しておりますが、当該地は山林化しており、平成27年10月26日付で非農地通知書を発行済みであることから、非農地である旨回答しております。

番号3、淋代4丁目の畑1筆1,084平米で、2月15日に月館委員、種市委員、北澤委員が調査を行った結果、当該地は資材置き場として利用されており、平成7年8月22日5条許可済みの資材置場であることから、非農地である旨回答しております。

番号4、谷地頭4丁目の畑1筆1,092平米で、3月2日に月館委員、種市委員、北澤委員が調査を行った結果、当該地は山林化していることから、非農地である旨回答しております。

私からの報告は以上でございます。

議長 それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから発言することになっておりますのでご協力願います。

議長 議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは5ページをお開き願います。

議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請について、ご説明いたします。

利用権設定の種類等は表のとおりであり、件数は6件です。
所有権の移転について番号1、淋代平の田2筆、5,924㎡を基盤法の売買による所有権移転です。
価格は10aあたり約25万円、総額で148万1,000円になります。場所は住友化学から東に約1kmです。
番号2から4、淋代平の田8筆、27,704㎡を基盤法の売買による所有権移転です。
価格は10aあたり約35万円、総額でそれぞれ129万8,150円、442万4,350円、397万3,900円になります。場所は住友化学から南東約1.5km程度にあります。
利用権の設定について番号5、6、庭構と早稲田の畑4筆、合計18,149㎡、賃貸借権を20年間の設定です。場所は新森集落から西に100m及び、農協北部事業所から西に500mにあります。
現地確認につきましては月館啓三委員、種市委員、北澤委員同行のもと、完了しています。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に議案第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは6ページをお開き願います。

議案第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。今回は件数が多いため、詳細な説明は省略させていただきます。

番号1から7、淋代平地区から庭構地区までの田と畑、合計14筆、36,606㎡を使用貸借権及び賃貸借権設定です。場所については別添地図をご覧ください。現地確認については月館啓三委員、種市委員、北澤委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に、議案第3号、農地法 第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは7ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。資料と併せてごらんください。今回の案件は2件です。

番号1、古間木の田畑2筆6，211㎡を親子間の贈与による所有権移転の申請です。譲受人を審査した結果、耕作面積は46，626㎡すべて耕作されており、労働力については、申請者を含め3名です。

場所は、古間木4丁目集落より北に約200m、東に400mの場所です。

番号2 下野の畑1筆2，315㎡を親子間の贈与による所有権移転の申請です。譲受人を審査した結果、耕作面積は33，839㎡すべて耕作されており、労働力については、申請者を含め3名です。場所は、墓地公園から南東に1kmの場所です。現地確認は 北澤委員、種市委員、月館委員、同行のもと完了しています。以上です

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第4号、農地転用許可申請に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは8ページをお開きください。

議案第4号、農地転用許可申請に係る意見についてをご説明いたします。案件は、4条申請が1件、5条申請が1件、計2件です。

先ずは4条申請の番号1、申請人は、春日台一丁目の無職の方です。対象となる土地は、春日台一丁目の畑、1筆、390㎡です。農地区分は、第3種農地となります。権利区分は、所有権に伴う転用です。転用計画は、82.81㎡の平屋建住宅1棟の建設です。事業費は、1,600万円で全額自己資金による対応となります。場所は、青い森鉄道三沢駅から南西へ約560m、県立三沢商業高校から南東へ約680mに位置し、用途地域（第1種低層住居専用地域）が設定されている区域であります。申請人は、借家解消のため、自己住宅を建築するものであります。周辺農地等への影響ですが、生活排水は下水道で処理し、雨水については敷地内自然浸透とします。建物以外の部分は、砕石敷均し及び芝生付設により、土砂の流出を防ぎます。現地確認については、月館委員、種市委員、北澤委員により、3月2日に完了しております。以上のことを踏まえ、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響の対策方法の妥当性、及び事業実施の確実性・信用性から、許可相当と判断されます。

続きまして、5条申請の番号2、譲受人は、五所川原市の売電業の法人です。譲渡人は、三沢市春日台四丁目の会社員の方です。対象となる土地は、春日台二丁目の畑、1筆、1,254㎡、農地区分は、第3種農地となります。権利区分は、売買による所有権の移転です。転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル232枚を設置します。事業費は、全体で1,570万円で、全額自己資金による対応となります。場所は、青い森鉄道三沢駅から南西へ約1.0km、県立三沢商業高校から南へ約300mに位置し、周辺は住宅、山林、畑などが混在しており、用途地域（第1種低層住居専用地域）が設定されている区域であります。周辺農地等への影響ですが、汚水は発生せず、雨水は自然浸透処理します。飛散防止のため、周囲にネットフェンスを設置します。現地確認については、月館委員、種市委員、北澤委員により、3月2日に完了しております。

以上のことを踏まえ、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響の対策方法の妥当性、及び事業実施の確実性・信用性から、許可相当と判断されます。以上でございます。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長 次に、議案第5号農地転用事業計画変更承認申請に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それで9ページをお開きください。

議案第5号、農地転用事業計画変更承認申請に係る意見についてをご説明いたします。

案件は1件です。議案第5号資料と合わせてご覧ください。

番号1、当該案件は、令和2年10月12日開催の第767回総会で承認され、その後令和2年11月10日付け指令第2333号をもって県知事から許可された、農地法第4条に基づく農地転用の事業計画変更承認申請であります。場所は、三沢市役所から北へ約10kmに位置し、周辺は畑の他に、畜舎、山林、太陽光発電施設などが点在する区域であります。申請者は、当該地の南側において、養豚業を営む法人であり、既存施設の老朽化に伴い、建て替えが必要となり、隣接する当該地を選定したものであります。変更前の計画では、2,796㎡の豚舎を2棟建設する予定でしたが、

変更後は、2,386.37㎡の豚舎を3棟建設する計画に変更されており、それに伴い、事業期間も記載のとおり延長され、事業費も、1億1千4百万円あまり増額となっております。変更理由は、大雪及び新型コロナウイルス感染症の関係で、既存豚舎の解体工事に大幅な遅れが生じたことに伴い、工期・工程を見直した結果、豚舎を2棟から3棟に増やすものです。1棟当たりの面積を減らすことにより、1棟当たりの工期も短くなり、移動などの豚への影響を減らせる他、1棟増やすことにより飼育総数も増やせることとなります。また同様の問題が発生した場

合のリスクを分散することになり、より計画的に施工できるようになります。現地確認については、月館委員・種市委員・北澤委員同行のもと、3月2日に完了しております。以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響の対策方法の妥当性、及び事業実施の確実性・信用性から、許可相当と判断されます。以上でございます。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長 次に、議案第6号、特定農地貸付けの承認についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは10ページをお開き願います。

議案第6号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて申請がありましたので、これについて農業委員会の承認を求めるものであります。

特定農地貸付けとは、市民農園の開設を促進することを目的にしたものであり、地方公共団体や農業協同組合等又はこれら以外で市町村との間で貸付け協定を締結しているものが、営利を目的としない農作物の栽培のために、小面積を短期間で貸付ける場合には、農地法等の特例を受け、農地法第3条第1項の許可が不要になります。

今回の申請は1件です。

番号1、市内のNPO法人と貸付け協定を締結した「三沢市」が、三沢市の貸人2名から、堀口の田 2筆 計5,692㎡ を使用貸借による権利を設定して借り受け、市民農園の実施主体であるNPO法人に、使用貸借による権利を設定して貸付けするものであります。貸借期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日迄です。1区画当たりの面積は約25㎡、区画数は228区画です。NPO法人が市民農園を開設する場合には、市と貸付協定を結ぶ必要があり、市が所有者から借り受けた農地を、NPO法人が市から借り受けることになっております。場所は、市道に面した農用地区域内に位置し、1区画の面積が政令で定めら

れた10アール未満であり、貸付期間も政令で定められた5年以内であります。募集も一般に広く募り、公開で抽選会をしております。法令に定められた書類も完備されており、承認に必要な要件を全て満たしていると思われまふ。現地確認は北澤委員、種市委員、月館委員 同行のもと完了しております。以上でございます。

議長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第7号、令和3年度三沢市農業委員会事業計画の策定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは11ページをお開きください。

議案第7号、令和3年度三沢市農業委員会事業計画の策定についてですが、議案第7号資料の事業計画（案）についてご説明いたします。なお、参考までに昨年度の事業計画も添付しておりますのでご参照ください。

先ずは、大見出しのⅠ、基本方針 ですが、記載のとおり事業全体の基本となる方針を示しております。なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る方針も示しております。

次に、大見出しのⅡ、重点目標 ですが、記載のとおり7項目を掲げております。昨年度までは9項目を掲げておりましたが、重要度を精査し、7項目に絞りました。

次に、大見出しのⅢ、会議の開催 についてですが、記載のとおり(1)農業委員会総会 (2)農業委員会総会議案検討会 (3)その他の会議と区分して、主な会議を示しております。なお、会議の開催について、今年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る方針も示しております。次に、大見出しのⅣ、活動計画についてですが、年間の主な活動を三つに区分しております。

先ずは一つ目、1、農政関係活動 ですが、これは、地域農業の活性化、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図るため、各種事業及び活動

を積極的に展開するものであります。

(1) 農地基本台帳の整備・管理 (2) 新規就農者の参入促進

なお、令和3年度の新規参入目標として、経営体数で6経営体、面積で3.0haを掲げております。この新規参入目標経営体数は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」いわゆる基本構想に基づき設定したもので、面積はその目標経営体数に下限面積の0.5haを乗じて算出しております。なお、令和2年度における新規参入につきましては、実績が未だ確定していないため不明です。

(3) 家族経営協定の推進

なお、昨年度までは家族経営協定締結の目標値を設定しておりましたが、実数が少ないので、今年度からはあえて目標値は設定しておりません。

(4) 情報提供活動

記載のとおりアからオまでの活動を掲げております。このうち、「全国農業新聞」の加入につきましては、これまで青森県農業会議が定めた目標値を、そのまま本計画でも掲げておりましたが、今年度からは、本計画における目標値は設定しておりません。

続いて二つ目、2 農地関係活動 ですが、これは、農地の流動化及び有効利用に向けた諸施策を推進し、農地法、農業経営基盤強化促進法及びその他法令等に基づく農地関連事務の適正な執行に努めるものであります。

(1) 担い手への農地集積・集約化

なお、担い手への新規集積面積については、令和2年度の実績が未だ確定していないため、令和3年度の目標面積は、その実績に基づいて設定する予定です。

(2) 遊休農地の発生防止・解消

なお、遊休農地の解消面積については、令和2年度の実績が未だ確定していないため、令和3年度の目標面積は、その実績に基づいて設定する予定です。

(3) 農地転用の適正化

次に三つ目、3 その他の活動 ですが、

(1) 農業者年金の普及啓発・加入推進

なお、令和3年度の新規加入者目標人数として、昨年と同様、3人を設定しております。因みに、令和2年度の実績見込みは、9人となっております。

(2) 農業青年会議の育成・支援 (3) 研修会等への参加

なお、研修会等への参加について、今年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る方針も示しております。

(4) 各種調査の実施・報告

以上でございます。

なお、本日推進委員の方々には出席依頼はしていませんが、郵送により、事前に意見照会をした結果、特に意見はありませんでした。

議長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第8号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは12ページをお開きください。

議案第8号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についてですが、議案第8号資料の指針（案）についてご説明いたします。

なお、参考までに現段階における指針も添付しておりますのでご参照ください。この指針は、農業委員会等に関する法律第7条第1項により、定めるよう努めなければならないと規定されているものです。本市においては、平成30年3月に策定され、平成35年度（令和5年度）を目標とし、3年ごとに検証・見直しを行うことになっていることから、この度改正するものであります。内容につきましては、多少文言の修正はありますが、記載のとおり大きな変更は有りません。また、

- ・遊休農地の解消目標
- ・担い手への農地利用集積目標
- ・新規参入の促進目標

の各表内の数値につきましては、議案第7号の説明の際にも申し上げま

したが、令和2年度における各実績がまだ確定していないため、確定次第、それを元に設定いたします。

なお、農業委員会等に関する法律第7条第2項により、当該指針を策定又は変更するときは、農地利用最適化推進委員の意見を聞くことになっております。本日推進委員の方々には出席依頼はしておりませんが、郵送により、事前に意見照会をした結果、特に意見はありませんでした。以上でございます。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり制定することに決定いたします。

議 長 以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第772回総会を閉会いたします。皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者

1番

佐々木 和枝



議事録署名者

3番

月舘 啓三

